

平成27年度 在宅介護支援センター 事業計画 (地域型支援センター)

○ 運営方針

地域包括支援センターのプランチ(地域型支援センター)として、高齢者及びその家族からの相談受付、在宅生活を継続するための支援、地域に対する専門的な支援を行い、総合相談支援事業の推進に努める。

○ 活動内容

1. 総合相談支援業務

A) 地域におけるネットワーク構築

支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者・関係機関(行政機関等)とのネットワーク構築を図る。

B) 実態把握

総合相談支援業務を適切に行う前提として、地域におけるネットワークを活用する他、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者的心身の状況や家族の状況についての実態把握を行う。

C) 総合相談

① 初期段階での相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な情報把握等を実施し、専門的・継続的な関与または緊急な対応が必要かどうか判断する。

② 専門的・継続的な総合支援

初期段階の相談対応で、専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者からのより詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、適切なサービス制度につなぐと共に、当事者や当該関係機関からの、定期的に情報収集を行う。

2. 地域型介護予防教室

地域に住居する一般高齢者に対し、介護予防教室を希望する者を対象とする教室を開催し、介護予防の趣旨と実技についての普及を行う。

3. 運営について

地域型支援センターの職員として資質向上の為、各種研修会へ積極的に参加する。

地域型支援センターとの情報交換や事例検討を行う為、地域包括支援センターが開催する支援センター連絡会に参加する。

法令遵守の姿勢に疑問があつたり、疑義が生じた、或いは生じている事を発見した場合は事業所責任者に報告する。